

文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和6年(2024年)12月23日

宇部市議会議長 山下節子様

文教民生委員長 鴻池博之

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第105号	宇部市体育施設条例中一部改正の件	原案可決	恩田スポーツパーク整備事業の実施による恩田運動公園の体育施設の新設に伴い、利用料金等に係る規定の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第106号	宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件	原案可決	宇部市多世代ふれあいセンターについて、より一層の有効活用を図る観点から、老朽化した宇部市総合福祉会館を廃止し、当該施設機能を移転するとともに、管理手法を変更し、福祉の拠点施設として機能強化を図るものであり、妥当なものと認めた。
議案第109号	宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件	原案可決	設計・建設工事請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第110号	工事請負契約締結の件（西岐波保育園改築（建築主体）工事）	原案可決	工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 第 1 1 1 号	工事請負契約締結の件（見 初小学校屋内運動場改築 （建築主体）工事）	原 案 可 決	工事の請負契約を締結することについて、 宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定 により、市議会の議決を求めるものであ り、妥当なものと認めた。